

息子の寝かしつけ



妻が出産を控えています。出産日から1週間程度は病院に入院しますので、その間は妻が寝かしつけすることはできません。

いままで息子は妻の添い寝なしで寝たことがなかったので、一度、予行練習をしてみようということになり、妻がママ友と食事に出掛けている間に、私が息子を寝かしつけるというミッションを遂行することになりました。

結論的には、息子は夕食から就寝まで一度もぐずることなく、とてもお利口さんに過ごしてくれました。懸念していた寝かしつけも、たぶん問題ありませんでした。私は、いつものように息子より先に寝落ちしてしまい、息子が寝るまでを見届けることができませんでした。帰宅した妻によれば、ちゃんと寝ていたとのことでした。

未必の故意（みひつのこい）

故意や過失がなければ犯罪は成立しません。「殺すつもりはなかった」という場合、殺人ではなく傷害致死になります（ただし、体幹部を標的とした場合、たとえ否定をしても故意が認定されます）。

これに対し、未必の故意とは、「殺すつもりはないけど、死んでも構わない」というもので、故意があったのと同様に扱われます。

なお、私は、これまで100件近く刑事事件を扱っていますが、未必の故意の事案は一度もありません。

交通事故と損害の因果関係

交通事故で怪我をすると、受傷の程度によっては通院することになります。

この場合、できるだけ早期に病院に行ってください。事故当初は痛くなかったとか、痛いけど病院に行っている暇がなかったという理由で事故から初診までの期間が空いてしまうと、示談交渉の際、先方保険会社から事故と無関係の怪我であると言われてしまうことがあります。そうすると満足のいく示談金をもらうことができません。

物損の場合も同様で、交通事故によって何か壊れた場合には、壊れた直後の物を写真撮影するなどしておかないと、その物がいつ壊れたか分からなくなってしまいます。たとえば、交通事故で壊れた物の写真を1年後に撮影した場合、「事故後1年間、別の原因で壊れなかったこと」まで立証する必要が出てきてしまいとても大変です。というか大抵は立証できませんので、諦めざるを得ません。

交通事故に遭ってしまった場合には、気をつけてください。

取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太朗

〒302-0004 取手市取手2-10-15 ナガタニビル5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介

大関 太朗

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成28年 取手駅前法律事務所 開設